

(趣旨)

第1条 この告示は、町が後援を行う場合における取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 後援は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 町政の進展に寄与すると認めるもの
- (2) 広く町民の教養、健康又は経済の増進に寄与すると認めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町民福祉の向上に寄与すると認めるもの

(対象除外)

第3条 後援は、前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するものに対しては行わない。

- (1) 特定の宗教若しくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意思があると認めるもの
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認めるもの
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めるもの
- (4) 事業内容が不明瞭なもの
- (5) その他町長が後援を行うことが不相当であると認めるもの

(申請)

第4条 後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援承認申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、所定の事項が記載されている書面によるものは、この限りではない。

(決定通知)

第5条 町長は、前条による申請があったときは、内容を審査し、承認することが適当と認めるときは後援承認決定通知書（様式第2号）により、承認することが適当でないとき認めるときは後援不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(後援の名義)

第6条 この告示に基づき町が後援する場合の名義は、「神川町」とする。

(承認の条件)

第7条 後援の承認に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 町は、当該事業等に要する経費及び事務の負担は行わないこと。
- (2) 町は、当該事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償の責を負わないこと。

(承認の取消し)

第8条 町長は、後援を承認した事業が、当初の趣旨に反するなど承認することが不相当と認められるに至ったときは、後援承認取消決定通知書（様式第4号）により承認を取り消すことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。